

令和6・7年度 建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

【随時申請】

－新潟県上越市－

上越市及び上越市ガス水道局が行う建設工事の入札等に参加しようとする方は、上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）、上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程（平成27年管理規程第18号）により資格審査の申請を行ってください。

1 資格審査申請をすることができる事業者

以下に掲げる事項のいずれにも該当しない事業者

- (1) 建設業法による許可を受けて営業した期間が1年を経過しない事業者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない事業者
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者
- (4) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 建設業法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (6) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していない者（届出義務がない者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

2 参加資格の有効期間

入札参加資格者名簿に登録された日から令和8年3月31日までの2年間

3 提出場所及び提出方法等

提出先	▶ 上越市役所契約検査課（木田庁舎3階）
提出部数	▶ 1部 ▶ 必ずA4ファイルに綴じ、 <u>背表紙下部に商号又は名称を記載の上、提出してください。</u> (ファイルの色指定なし)
提出期間等	▶ 令和6年4月1日から随時 ▶ 期間中の土・日・祝日の受付は、行いません。 ▶ 受付時間は、8:30~17:15
提出方法	▶ 持参 又は 郵送 ▶ (宛先) 〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市役所 財務部契約検査課 工事契約係 まで

※ 申請書等の様式は、上越市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/keiyakukensa/nyusatu-download.html>

※ 申請後、不足書類等がある場合は、連絡します。

書類に不備がない限り、受理・登録し、随時上越市ホームページで公表します。

4 提出書類等

※該当する書類を下表の上から順に綴じて提出してください。

○：提出必須、△：該当する場合のみ提出

No.	書類名等	対象事業者 (※注1)			提出部数	作成時の注意等 (※注2)
		市内本社	市内営業所有	市外		
1	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	○	○	○	1部	1
2	営業所一覧表（第2号様式）	○	○	○		2
3	技術職員数等に関する書類（第3号様式）	○	○	○		3
4	工事経歴書（補足資料1）	○	○	○		4
5	経営事項審査の総合評定値通知書のコピー 経営事項審査申請時から3年前の事業年度工事施工金額 (補足資料2)	○	○	○	2部	5
6	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	○	1部	6
7	市税納税状況確認承諾書	○	○			7
8	暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	1部	8

9	市内営業所に係る調査表（工事）		○			10
以下、該当者のみ提出						
10	委任状	△	△	△		11
11	舗装機械の所有状況等に関する書類（第6号様式）	△	△	△		12
12	健康保険等の加入状況が分かる書類のコピー	△	△	△		13
13	適用除外申告書	△	△	△		14
14	エコアクション21の認証登録の状況	△	△	△		15
15	労働安全衛生マネジメントシステム認証の状況	△	△	△		16
16	育児・介護休業制度に係る報告書（その他資料1）	△	△	△		17
17	「障害者雇用状況報告書」のコピー又は障害者雇用に係る報告書（その他資料2）	△	△	△		18
18	上越市消防団協力事業所認定制度の登録認定証又は認定通知書のコピー	△	△	△		19
19	市内公共施設等の除雪業務委託契約書のコピー	△	△	△		20
20	東日本旅客鉄道株式会社における建設工事請負会社として登録されていることが分かる「受付票」等のコピー	△	△	△		21
21	上越市電子入札システム利用者登録番号交付申請書	△	△	△		22
22	解体工事に係る調査表	△				23

1部

※注1 「対象事業者」の定義

市内本社………市内に本社を有する事業者

市内営業所有…市外に本社を有するが、市内に営業所等がある事業者（委任の有無は問いません。）

市外……………上記以外の事業者

※注2 作成時の注意等

1 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・申請者欄の印は、代表者印（実印）を押印してください。
- ・「定期・随時」及び「新規・継続」欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- ・入居するビルなどの建物の名称も記入してください。

2 営業所一覧表（第2号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・建設業許可の有無に関わらず、全ての営業所を記入してください。
- ・該当する営業所がない場合も様式を添付し、欄外に「該当なし」と記入してください。
- ・項目を満たしていれば、任意の様式でも構いません。

3 技術職員数等に関する書類（第3号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

4 工事経歴書（補足資料1）

- ・入札参加資格審査申請時から過去3年度分の工事を全て記入してください。
- ・使用する様式は、経営事項審査申請の様式又は任意の様式で構いません。

5 経営事項審査の総合評定値通知書のコピー

- ・審査基準日が申請日の1年7か月以内のものを提出してください。
- ・2部提出のうち1部は、ファイルに綴らないでください。

6 経営事項審査申請時から3年前の事業年度工事施工金額（補足資料2）

- ・経営事項審査申請時に、申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前2年の年間平均完成工事高を選択した場合（総合評定値通知書の完成工事高が下図の○で囲んだ部分となっている場合）に提出してください。
- ・経営事項審査申請日の属する事業年度の開始の日の3年前の事業年度の年間平均完成工事高を記入してください。例：R4・5年分の2か年で経営事項審査を受けた場合は、R3年分について記入してください。
- ・共同企業体で施工した工事は、請負額に各構成員の出資割合を乗じた額を完成工事高としてください。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		略	
			2年平均	評点(X1)	元請完成工事高	略
					2年平均	
	土木一式 〔プレストレストコンクリート構造物〕					
	建築一式					

7 法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

- ・国税の納税証明書又はそのコピーを提出してください。
個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」
法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

・証明年月日は、申請書提出日以前3か月以内のものとしてください。

※国税の納税証明書は、パソコン、スマートフォンから請求できます。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

8 市税納税状況確認承諾書

- ・市内に本社又は営業所を有する場合は、提出してください。
- ・住所、商号又は名称、代表者名を記入し、代表者印（実印）を押印してください。

9 暴力団等の排除に関する誓約書

- ・記載内容を確認の上、住所、商号又は名称、代表者名を記入し代表者印（実印）を押印してください。

10 市内営業所に係る調査表（工事）

- ・市内に営業所がある場合のみ提出してください。
- ・営業所が複数ある場合は、営業所ごとに作成してください。
- ・ファイルに綴らないでください。

1.1 委任状

- ・契約に係る権限を営業所等の長に委任する場合に提出してください。
- ・委任した場合の入札参加業種は、受任者が有している建設業許可業種のみです。

1.2 舗装機械の所有状況等に関する書類（第6号様式）

- ・建設工事入札参加資格審査申請書の「入札参加を希望する建設工事の種類」で舗装を希望し、舗装機械（アスファルトフィニッシャー）を所有している場合のみ提出してください。
- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・保管場所については、主たる保管場所の住所を記入してください。（例：〇〇市〇〇町1-1-1）

1.3 健康保険等の加入状況が分かる書類のコピー

- ・経営事項審査において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った場合に提出してください。
- ・書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、申請書を受け付けます。

内容	健康保険・厚生年金保険の加入状況が「無（未加入）」から「有（加入）」となった場合	雇用保険の加入状況が「無（未加入）」から「有（加入）」となった場合
提出書類	以下のいずれかの書類 ・入札参加資格審査申請時の直近1か月分の領収証書のコピー ・標準報酬決定通知書のコピー ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書のコピー ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えのコピー	以下のいずれかの書類 ・入札参加資格審査申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書のコピー ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知（事業主通知用）のコピー ・雇用保険適用事業所設置届（公共職業安定所の受領印のあるもの）の事業主控えのコピー

1.4 適用除外申告書

- ・経営事項審査において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった場合にのみ、適用除外となったことを証明する書類を添付して提出してください。
- ・書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、申請書を受け付けます。

1.5 エコアクション21の認証登録の状況

- ・エコアクション21認証登録に係る主観点（10点）を希望する場合は、提出してください。
- ・登録証（有効期限が確認できるもの又は登録が有効であることを証明するもの）のコピーを提出してください。

- ・申請日時点で有効期間内のものを提出してください。

16 労働安全衛生マネジメントシステム認証の状況

- ・労働安全衛生マネジメントシステム認証に係る主觀点（10点）を希望する場合は、提出してください。
- ・COHMS、OSHMS、OHSMS、ISO45001の登録証（有効期限が確認できるもの又は登録が有効であることを証明するもの）のコピーを提出してください。
- ・申請日時点で有効期間内のものを提出してください。

17 育児・介護休業制度に係る報告書(その他資料1)

- ・育児・介護休業制度に係る主觀点（10点）を希望する場合は、提出してください。
- ・「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する次の項目を実施している場合、育児・介護休業制度に係る報告書(その他資料1)に、労働基準監督署に提出している就業規則（コピー）の該当する文の箇所に、マーキング又は付箋を添付して提出してください。
- ・申請日時点の就業規則に基づき報告書を作成してください。

項目	判断基準
育児関係	1 1歳（保育所に入所できない等一定の場合は2歳。以下、同じ。）に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていない場合に、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、 <u>(※所定労働時間の短縮を含まない。)</u> 、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの制度</u> がある。
	2 1歳から3歳に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、 <u>(※所定労働時間の短縮を含まない。)</u> 、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの制度</u> がある。
	3 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業、所定外労働の制限（1ヵ月24時間未満、1年150時間未満の場合）、所定労働時間の短縮、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの制度</u> がある。
	4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、その子の看護のための休暇（子の看護休暇）を一の年度において5労働日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10労働日）を <u>超えて取得</u> できる制度がある。
介護関係	5 常時介護を要する家族を介護する従業員に、通算93日（3回を上限とする）を <u>超える介護休業</u> の制度がある。
	6 常時介護を要する家族を介護する従業員に、一の年度において5労働日（常時介護を要する家族が2人以上の場合は10労働日）の休暇（介護休暇）を <u>超えて取得</u> できる制度がある。
	7 家族を介護する従業員に関して、上記5から7又は就業中に介護サービスを利用した場合の費用を助成する制度に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した制度がある。
その他	8 妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用する制度がある。

（注1） 表中における用語の定義は、育児休業・介護休業法における定義と同じである。

（注2） 「実施している」とは、現在又は過去における制度の利用の有無に関係なく、要件に該当した従業員がいつでも制度を利用できる体制にあることをいう。

（注3） 1～3で示す「所定労働時間の短縮」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の定義は以下の

とおり。

- ・所定労働時間の短縮：1日の労働時間を6時間未満に短縮する制度
- ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ：1日の労働時間はそのままに、勤務する時間帯（始業・就業時刻）を変える制度

(注4) 1～8の1つでも該当項目があれば加点対象となる。

18 「障害者雇用状況報告書」のコピー又は障害者雇用に係る報告書（その他資料2）

- ・障害者雇用に係る主観点（10点）を希望する場合は、提出してください。

雇用状況報告義務のある事業者	雇用状況報告義務のない事業者
<p>○提出事業者 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において1人以上の障害者の雇用が義務付けられている事業者で、<u>法定雇用障害者数を超える障害者を雇用している場合（同数の場合は該当とならないので提出不要）</u></p> <p>○提出するもの 年1回、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」のコピー</p>	<p>○提出事業者 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において障害者の雇用を義務付けられていない事業者で障害者を雇用している場合</p> <p>○提出するもの ・申請日時点の状況に基づき作成した障害者雇用に係る報告書（その他資料2） ・雇用を証明する書類 障害者手帳のコピーに雇用保険資格取得等確認通知書、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書などのコピーを添付</p>

19 上越市消防団協力事業所認定制度の登録認定証のコピー

- ・上越市消防団協力事業所認定制度に係る主観点（10点）を希望する場合は、提出してください。
- ・申請日時点で有効期間内の登録認定証又は、認定通知書のコピーを提出してください。

20 市内公共施設等の除雪業務委託契約書のコピー

- ・除雪業務の受託に係る主観点（10点）を希望する場合は、提出してください。
- ・発注者が国、県及び市で市内公共施設（学校、道路等）の除雪業務受託者に限ります。
- ・契約日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの契約書のコピー1部を提出してください。

21 東日本旅客鉄道株式会社における建設工事請負会社として登録されていることが分かる「受付票」等のコピー

- ・「受付票」等のコピー（受付票がない場合、建設工事選定申込書又は工事請負基本契約書のコピーで可）を1部提出してください。
- ・提出書類の余白に登録業種を記入してください。

22 上越市電子入札システム利用者登録番号交付申請書

- ・上越市電子入札システムを利用する際に必要になる認証番号の交付申請書です。
- ・建設工事の入札は、全て電子入札で実施していますので、未提出の場合は、本申請書を提出してください。（これまでに交付を受けている場合は、提出は不要です）
- ・上越市電子入札システムについては、上越市ホームページ（電子入札ポータルサイト）を参照

してください。

- ・ファイルに綴らないでください。

2 3 解体工事に係る調査表

- ・市内本社で「解体工事入札参加資格を希望する場合」に提出してください。
- ・ファイルに綴らないでください。

5 その他

- (1) 主観的事項の評点については、提出書類No.14～19 の項目の他に、本市発注工事の令和 4 年度・令和 5 年度優良工事受賞者への加算(10 点)があります。(書類提出不要)
- (2) 申請書の提出に当たっては、不足書類がないよう点検し、「4 提出書類等」の順に綴ってください。
- (3) 申請期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類の提出が見込めない場合などは、申請を無効とする場合があります。
- (4) 証明書類等のコピーは、ほぼ原寸大で、かつ鮮明であるものに限ります。
- (5) 申請書の受付確認等を希望する者で返送用ハガキ又は封筒を同封する場合は、散逸しないようクリップ等で留めてください。
- (6) 経営事項審査の総合評定値は、申請時の点数を令和 6・7 年度建設工事入札参加資格の有効期間中使用します。
- (7) 経営事項審査の総合評定値通知書の有効期限は審査基準日から 1 年 7 か月ですので、入札参加資格の有効期間中は期限が切れるこのないよう必ず更新を行ってください。
- (8) 設計、測量、調査業務への入札参加を希望する場合は、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (9) 申請後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

・商号又は名称	・営業所等の名称、所在地又は電話番号
・代表者の氏名（法人）	・代理人の氏名
・許可業種	・営業所等の新設又は廃止

上記のほか、廃業及び営業譲渡等の重大な事項が生じた場合は、所定の手続きが必要となります。
- (10) 130 万円以下の工事及び営繕修繕の受注を希望する場合は、少額工事等契約希望者登録申請の手続きを行ってください。(ただし、対象は、市内本社業者のみで本入札参加申請との重複不可)
- (11) 記載された個人情報は、契約に関する業務以外に使用しません。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 7 条の規定により、入札参加資格を有する事業者の名簿を作成し公開します。
- (12) その他不明な点は、契約検査課工事契約係までお問い合わせください。

※入札参加資格の審査結果（登録の有無及び格付け状況）は、隨時、上越市ホームページで公表します。申請者宛の個別の通知は行いませんのでご了承ください。

<p>問い合わせ先 財務部 契約検査課（工事契約係） TEL 025-520-5644 FAX 025-526-6183</p>
--